

図4 単身者について

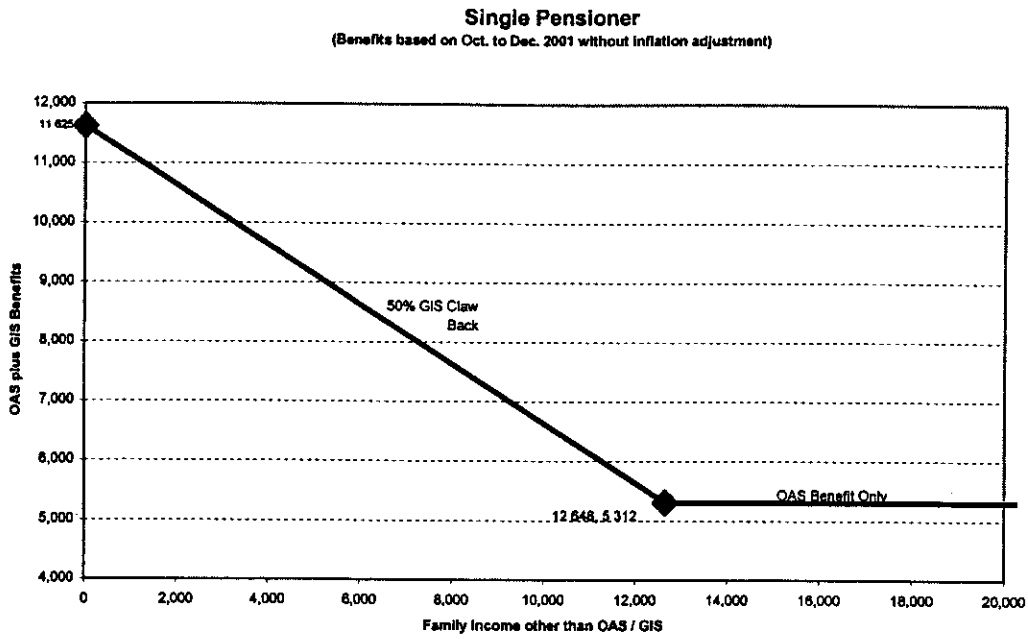


図5 夫婦のうち1人のみ年金給付を受けている家計について

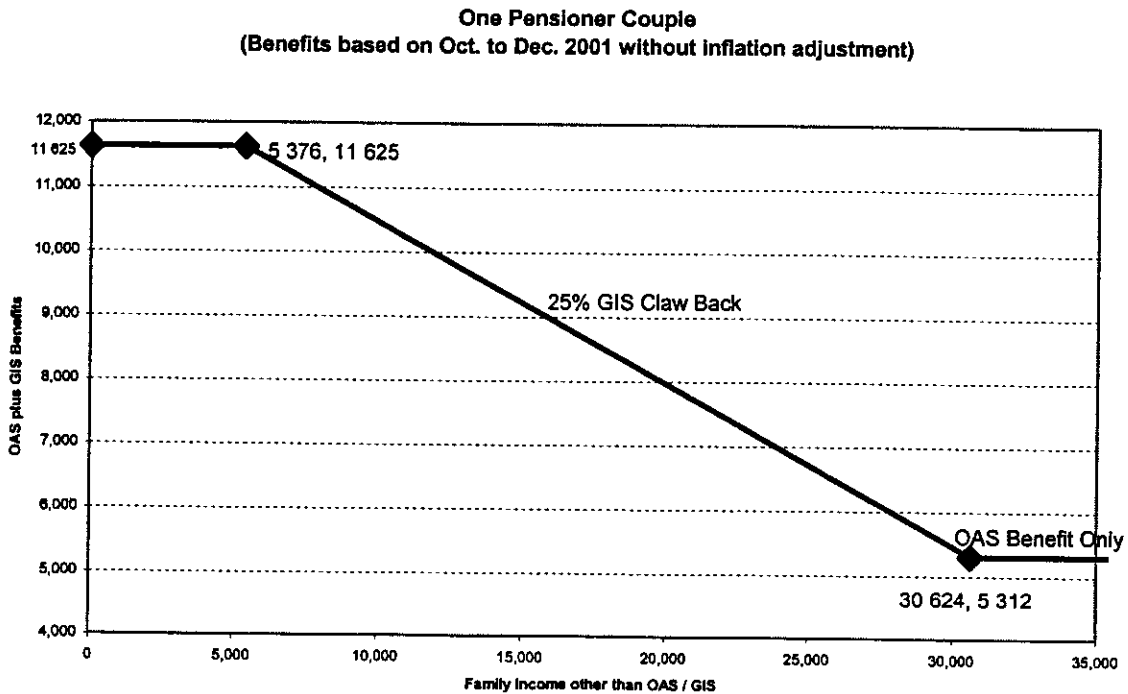
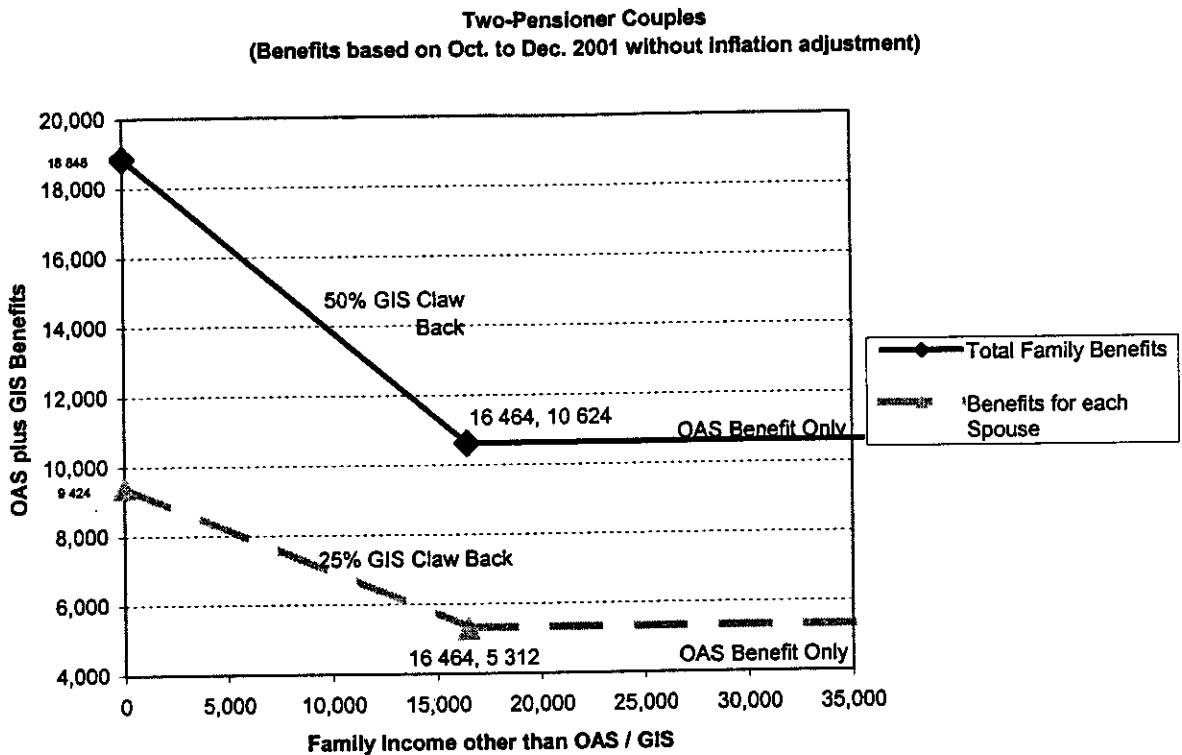


図6 2人とも年金給付を受けている家計について



SPA は、60 歳から 64 歳までの寡婦・夫または OAS 受給者の配偶者に支給されるが、OAS 受給者とその配偶者（60 歳から 64 まで）の家計に適用されるクローバックは少し複雑である。まず、SPA 中の OAS に相当する部分に 1 ドル増加するごとに 75 セントの払い戻しが適用される。75 セントのクローバックは年金以外の所得が 7,104 ドルに達するまで適用される。家計の所得が 7,104 ドルを超えると SPA 中の GIS に相当する部分に 1 ドル増加するごとに 25 セント、OAS 受給者の GIS 支給額に対して 1 ドル増加するごとに 25 セントのクローバックがそれぞれ適用される。SPA 中の GIS に相当する部分に対する 25 セントのクローバックは年金以外の所得が 23,568 ドルに達するまで適用される。ここで、OAS 受給者の GIS 支給額に対するクローバックであるが、年金以外の家計所得が 16,560 ドルから 23,568 ドルの間のクローバックはゼロが適用される<sup>4</sup>。その後、23,568 ドルから 30,624 ドルまで OAS 受給者の GIS に対して 25 ドルのクローバックが適用される。

したがって、OAS 受給者とその配偶者（60 歳から 64 まで）の家計に適用されるクローバックは年金以外の所得が 7,104 ドルまでは 1 ドル増加するにつれて 75 セント、7,104 ドルから 16,560 ドルまでは 50 セント、16,560 ドルから 30,624 ドルまでは 25 セントのクローバックとなる（図 7 参照）。

60 歳から 64 歳までの寡婦・夫の SPA に適用されるクローバックは年金以外の所得が

<sup>4</sup> これは、年金を受給していない配偶者のいる家計と比べて所得水準が低下するのを避けるための措置である。

6,700 ドルに達するまで1ドル当たり75セントのクローバックとなり、年金以外の所得が6,700ドル以上だと1ドル当たり50セントのクローバックとなる。したがって、約16,400ドルに達するとSPAを全額払い戻すことになる(図8参照)。

図7 OAS 受給者とその配偶者(60歳から64歳まで)の家計について

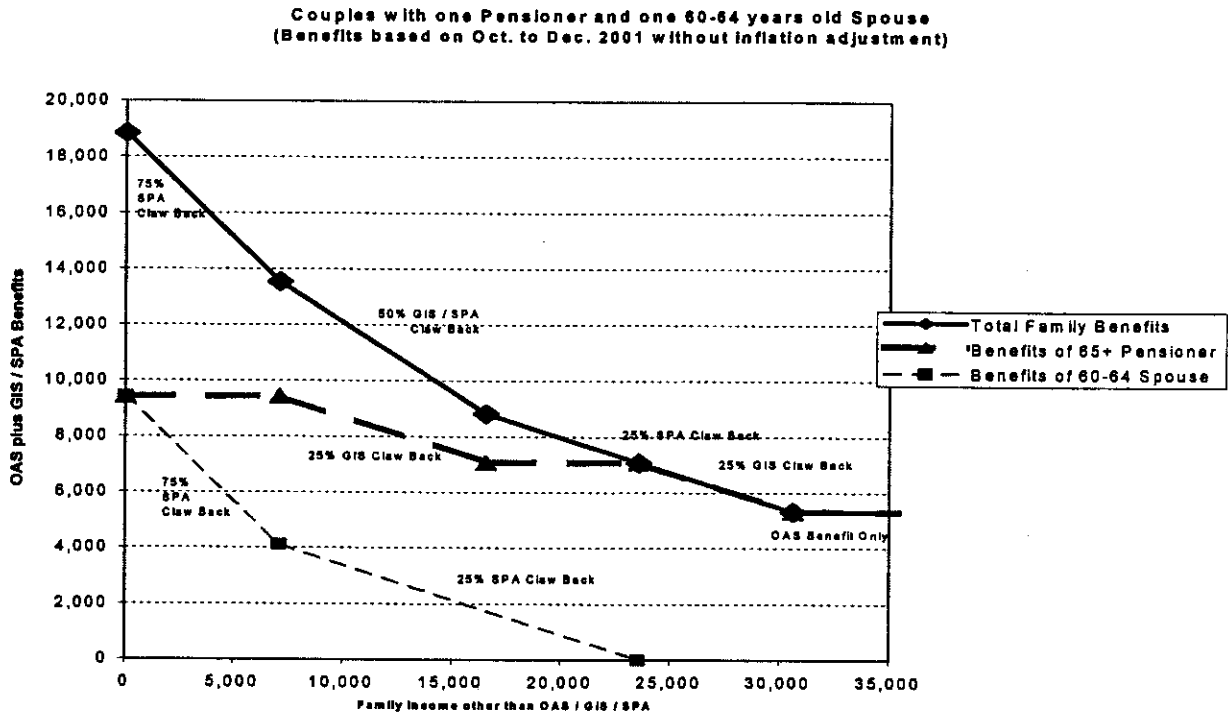
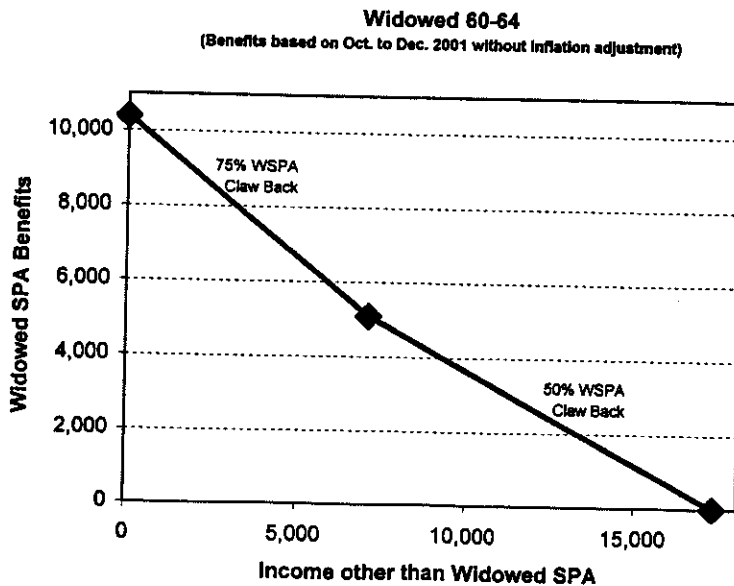


図8 60歳から64歳までの寡婦・夫について



### 3-2 所得比例部分

第2層の所得比例部分は、社会保険方式となっている。カナダにはカナダ年金制度 (Canada Pension Plan : CPP) とケベック年金制度 (Quebec Pension Plan : QPP) がある。CPP はケベック州を除くカナダ全域の一定額以上のパート労働者を含む被用者および自営業者に適用される。CPP の保険料は2001年現在で8.6%である。被用者は労使折半で自営業者は全額負担する。保険料は、所得から年間基礎控除 (Year's Basic Exemption : YBE、3,500ドル) を控除した額に課せられるが、年間最高年金所得 (Year's Maximum Pensionable Earnings : YMPE、2001年現在で38,300ドル) が上限とされている。

### 3-3 企業年金、個人年金

カナダには大きく分けて企業年金と個人年金の2つの私的年金が存在する。このうち企業年金は税制適格年金であり、登録年金制度 (Registered Pension Plans : PPPs) と呼ばれている。個人年金は登録退職貯蓄制度 (Registered Retirement Savings Plans : RRSPs) と呼ばれ、税制優遇措置が設けられている。PPPs、RRSPs はともに拠出が所得から控除される。また2制度とも投資をした所得は収入になるまで課税されない。ただし、いずれの制度においても退職前の引出しは通常の所得税が課せられる。

#### 参考文献

R J.Morrison (1998) 「DYNACAN: High-Level Technical Documentation」, mimeo

R J.Morrison (1998) 「How to Run DYNACAN-B: A Users' Guide for Running

DYNACAN's Demographics/Earnings Component」, mimeo

丸山圭 (1999) 「年金制度」『先進諸国の社会保障3 カナダ』城戸喜子・塩野谷祐一編、第6章、東京大学出版会

#### 参考資料

Department of Finance Canada 「OAS/GIS/SPA and Claw Back Rates」

Department of Finance Canada 「Overview of Canadian System of Tax Assistance for Retirement Saving」

### 第3章 調査報告（1）

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「実質社会保障支出に関する研究－国際比較の視点から－」

#### 社会保障の周辺部分の分析\*

－住宅政策と地方自治体の社会保障支出－

上枝朱美

（国立社会保障・人口問題研究所）

2002年3月31日

#### 1. はじめに

国立社会保障・人口問題研究所（1996年12月までは特殊法人社会保障研究所）では、1982年度以降の社会保障給付費推計を行っているが、これには社会保障政策の周辺部分としての住宅政策は含まれていない。社会保障給付費に含まれる「住宅」とは生活保護のうちの住宅扶助のみである。また、地方自治体が行う社会保障支出についてもこれまで推計方法の限界や財政構造等の理由により含まれていない。

社会保障の周辺部分については、すでに勝又・岡田・森田(1999)において、地方公共団体の社会保障費、企業の福利厚生費、住宅手当制度、住宅に関する給付について研究が行われている。そこで本稿では、現在日本で行われている住宅政策、および地方自治体の社会保障費のケーススタディとして川崎市で行われている施策について考察する。概念整理や社会保障支出の財源についての分析は、今回行うことが出来なかったが、今後さらに研究を行う予定である。

以後の本稿の構成は、つぎのとおりである。まず第1節では、日本の住宅の現状を述べる。第2節では、住宅に関する給付として住宅扶助の現状について述べる。第3節では、国が行う住宅政策として公営住宅建設、高齢者向け優良賃貸住宅制度、特定優良賃貸住宅制度の概要について説明する。第4節では、公営住宅建設の状況や都市基盤整備公団による施策について述べる。第5節では、地方自治体の社会保障支出の現状として川崎市につ

---

\* 本稿は厚生科学研究費補助金研究政策科学推進研究事業「実質社会保障支出に関する研究－国際比較の視点から－」（主任研究者：清家 篤）の一環として行われたものである。作成にあたり、国土交通省住宅局の前田 亮氏、川崎市総合企画局伊藤 弘氏のご協力を得た。なお、残された誤り等については筆者の責任である。

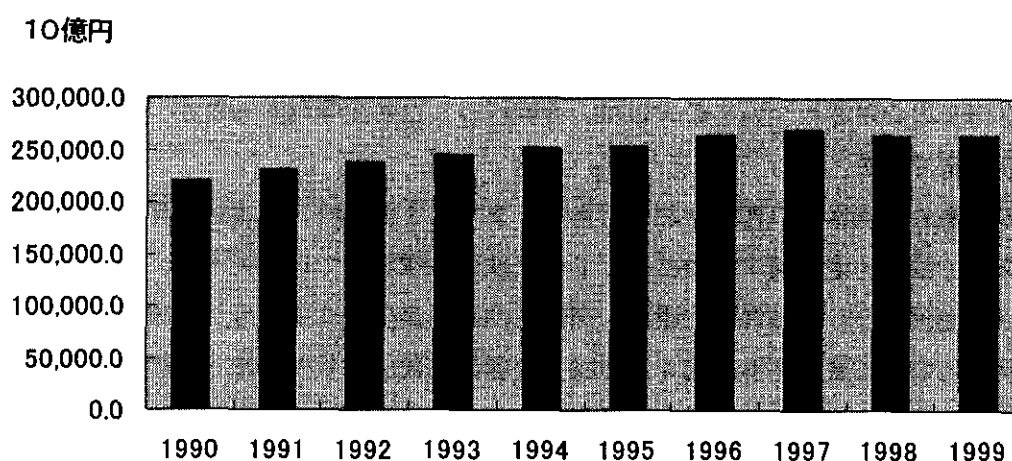
いて、住宅や高齢者、乳幼児向け施策等について述べる。第6節は、今後の課題である。

最初に日本の住宅の現状についてみてみよう。住宅「財」(goods)は、さまざまな特性を持っており、消費者・生産者・政府の各経済主体によって捉え方が異なっている。政府の観点からは、資産(ストック)として住宅をとらえている。消費者の観点からみると、ストックとしての住宅は居住による消費財としての性質と資産としての投資財の両方の性質を併せ持っており、持家・賃貸にかかわらず住宅財から住宅サービスの提供を受けている。生産者である企業は、住宅財の生産や賃貸を行うことによる住宅サービスの提供を行っている。

経済学的な観点からは、住宅政策はつぎの2種類に分けられる<sup>(1)</sup>。まず、所得再分配政策として、低所得者層向けの住宅の量と質を改善する政策である。そして、効率的な資源配分政策として、住宅ストックの効率的供給を促進する政策である。この2つに景気変動の安定を加えた3つの観点からも考えられている<sup>(2)</sup>。社会福祉サービスとして現物給付の形で行われる低所得者向けの公営住宅サービスは、準公共財と考えられており、地域住民の生活環境の改善と入居者の衛生水準の向上があるとされている<sup>(3)</sup>。

まず日本全体での資産としての住宅の推移を『国民経済計算年報』からみると、図1のようになる。正味資産に占める住宅の割合は、1990年の6.2%から1999年には8.8%まで毎年増加している。

図1 資産としての住宅の推移



出所：『国民経済計算年報』 pp.524-529

(1) 宮尾(1995), p.112。

(2) 丸尾(1990), pp.5-6 参照。

(3) 大野(1991), pp.20-21。

住宅戸数については、『日本の住宅・土地（平成 10 年住宅・土地統計調査の解説）』によれば、総住宅戸数は 5,025 万戸、総世帯数は 4,436 万世帯である。前回の調査時（平成 5 年）よりも総住宅数が 437 万戸（増加率は 9.5 %）、総世帯数は 320 万世帯（7.8 %）増加しており、昭和 43 年以来、総住宅数が総世帯数を上回っている状況である<sup>(4)</sup>。公営の借家、公社・公団の借家は戸数は増加しているが、総数に占める割合は低下している。

表1 住宅の所有関係別住宅数

(単位：千戸)

	持ち家	民営の借家	公営の借家	公社・公団 の借家	給与住宅	総数
昭和 63 年	22,948 (61.3%)	9,666 (25.8%)	1,990 (5.3%)	809 (2.2%)	1,550 (4.1%)	37,413
平成 5 年	24,376 (59.8%)	10,762 (26.4%)	2,033 (5.0%)	845 (2.1%)	2,051 (5.0%)	40,773
平成 10 年	26,468 (60.3%)	12,050 (27.4%)	2,087 (4.8%)	864 (2.0%)	1,729 (3.9%)	43,922

注：下段は割合

出所：『日本の住宅・土地（平成 10 年住宅・土地統計調査の解説）』, p.(27)

平成 7 年に「長寿社会対応住宅設計指針」が策定され、高齢社会に対応した住宅の建設が行われるようになった。住宅の建て方別では、共同住宅のうち、エレベーターがある共同住宅は 498 万戸（共同住宅の 30.0 %）、「高齢者対応型共同住宅」は 101 万戸（共同住宅の 6.1 %）である<sup>(5)</sup>。ここでの高齢者対応型共同住宅とは、「その敷地に接している道路から共同住宅内の各住宅の入り口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっているもの」であり、(i)道路から住棟内まで高低差がある場合は、傾斜路が設定してあること、(ii)エレベーターの入り口の幅が 80 cm 以上あり、乗り場ボタン及びエレベーター内の操作盤が、車いす利用者に配慮した設計になっていること、(iii)共用の廊下に段差がなく、その幅が 140 cm 以上あること、の 3 つの要件をおおむね満たしているものである。

## 2. 住宅に関する給付

日本での生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、

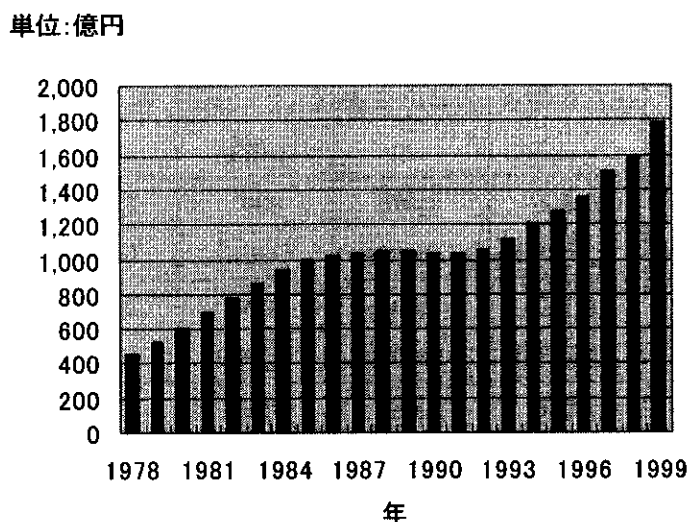
(4) 『日本の住宅・土地（平成 10 年住宅・土地統計調査の解説）』, pp.(2)-(3)。

(5) 『日本の住宅・土地（平成 10 年住宅・土地統計調査の解説）』, p.(15)。

生業扶助、葬祭扶助の8種類であり、要保護者の必要に応じ、単給または併給として行われている<sup>(6)</sup>。

社会保障給付費に含まれる「住宅」とは生活保護のうちの住宅扶助のみであり、その推移は図2のとおりである。1990年代前半には横這いとなったが、その後また増加傾向である。

図2 社会保障給付費における住宅費の推移



出所：『社会保障給付費』 <http://www.issp.go.jp/>

### 3. 国による住宅政策の概要

平成11年版まで発行されていた総理府社会保障制度審議会事務局編『社会保障統計年報』によれば、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉を含む「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、さらに住宅対策、雇用（失業）対策を加えたものが「社会保障及び関連制度」としている<sup>(7)</sup>。社会保障関連制度としての「住宅等」には、第一種公営住宅建設、第二種公営住宅建設（災害復旧分を含む）、住宅地区改良、電気導入が含まれる。このうち、公営住宅については平成8年度より第一種、第二種の区分が廃止され、公営住宅建設と変更された。電気導入とは、農山漁村電気導入及び離島電気導入（事務費を含む）の費用である。

給付としての性質を持つ住宅政策としては、公営住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度があり、その他に中堅所得者向けとして特定優良賃貸住宅制度がある。以下では、各制度の概要を述べる。

(6) 『厚生労働白書（平成13年版）』, p.408。

(7) 『社会保障統計年報（平成11年版）』, p.53。



## A. 公営住宅制度

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給することを目的としている。

[制度概要]

(1) 施策対象：低額所得者（収入分位 原則 25 % 以下）で原則同居親族のある者等

(2) 供給主体：地方公共団体

(3) 供給方式

- ・直接建設方式（地方公共団体の建設）
- ・買取方式、借上方式（民間等が所有する住宅を、地方公共団体が買取り又は借上げ）

(4) 支援措置

①建設費等補助

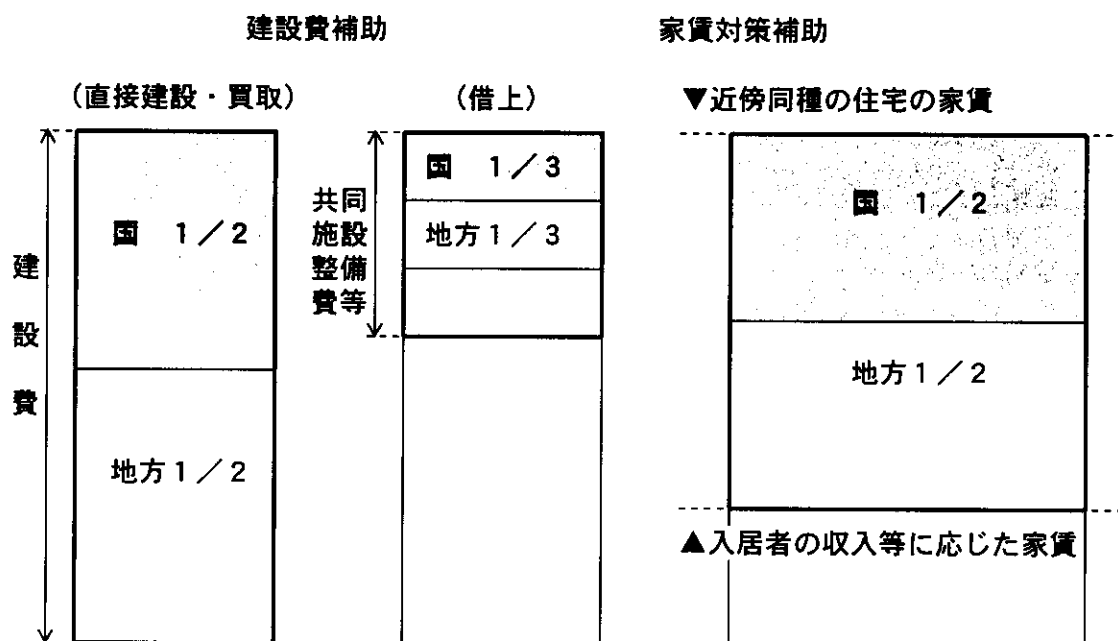
建設費等補助(直接建設方式、買取方式)：国 1/2

共同施設整備等(借上方式)：国 1/3、地方公共団体 1/3

②家賃対策補助

入居者の収入等に応じた家賃とするため、地方公共団体に対し、家賃対策補助を実施(国 1/2、補助期間：新築 20 年、建替 10 年、借上 借上期間)

図3 公営住宅に対する補助



## B. 高齢者向け優良賃貸住宅制度

高齢者向け優良賃貸住宅制度は、高齢社会の進展に伴い増大する高齢者単身・夫婦世帯

等の居住の安定を図るため、民間賃貸住宅を活用し、高齢者の身体機能に対応した設計や設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅ストックの早急な形成を促進することを目的とする制度である。

[事業概要]

(1) 施策対象：高齢者単身・夫婦世帯等（入居について、収入による制限なし）

(2) 供給主体：民間土地所有者、地方公共団体、公社等、公団

(3) 住宅等の基準

- ・高齢者の身体機能に対応した設計、設備であること
- ・緊急時に対応したサービスを受けうること

(4) 支援措置

①建設費等補助

共同施設整備等（民間建設）：国 1/3、地方 1/3

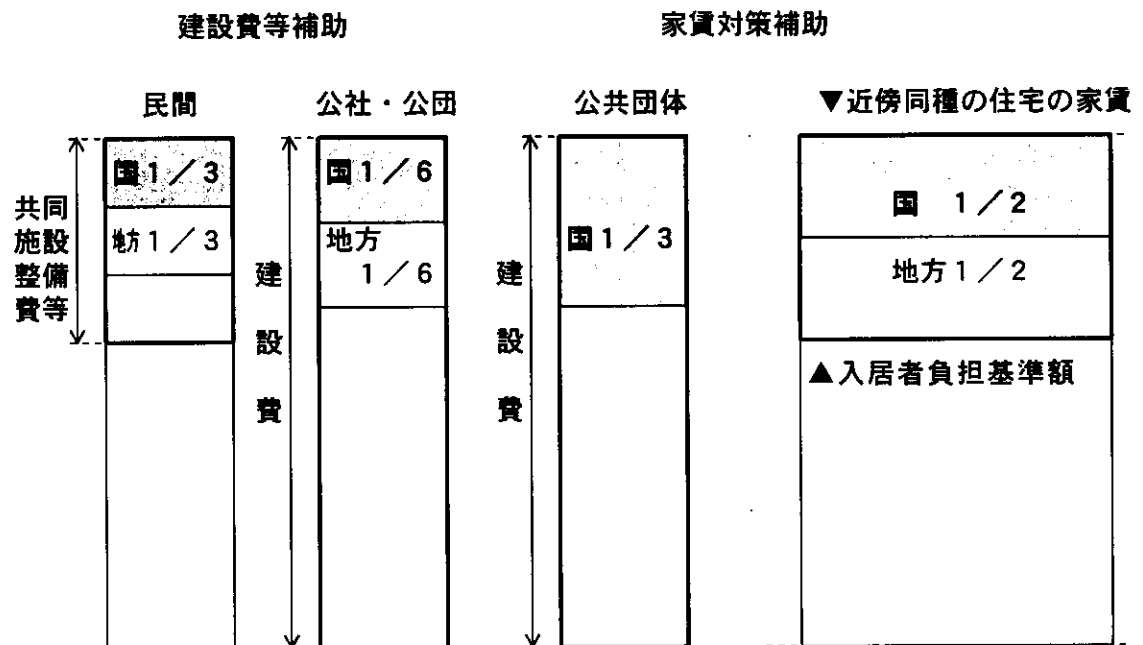
全体工事費（公団、公社等）：国 1/6（公社等の場合 地方 1/6）

改良工事：国 1/3、地方 1/3（公団の場合 国 1/2）

②家賃対策補助

原則として収入分位 25 % 以下の世帯を対象として、事業者が行う家賃の減額に要する費用（補助率 国 1/2、（地方 1/2））

図 4 高齢者向け優良賃貸住宅制度



C. 特定優良賃貸住宅制度

主として中堅所得者向けに良質な賃貸住宅の供給の拡大を図ることで国民生活の安定と

福祉の増進に寄与することを目的としており、建設費等補助と家賃対策補助がある。

[事業概要]

(1) 施策対象

- ・原則階層 : 収入分位 25 % ~ 50 %
- ・都道府県知事の裁量階層 : 収入分位 50 % ~ 80 %

(参考) 4人標準世帯年収 25 % : 約 510 万円、50 % : 約 690 万円、80 % : 約 1,060 万円

(2) 供給主体 : 民間土地所有者、公社等、地方公共団体

(3) 支援措置

① 建設費等補助

- ・民間主体による供給 : 共同施設等整備費について補助 (国 1/3、地方 1/3)
- ・地方住宅供給公社等による供給 : 全体工事費について補助 (国 1/6、地方 1/6)
- ・地方公共団体による供給 : 全体工事費について補助 (国 1/3)

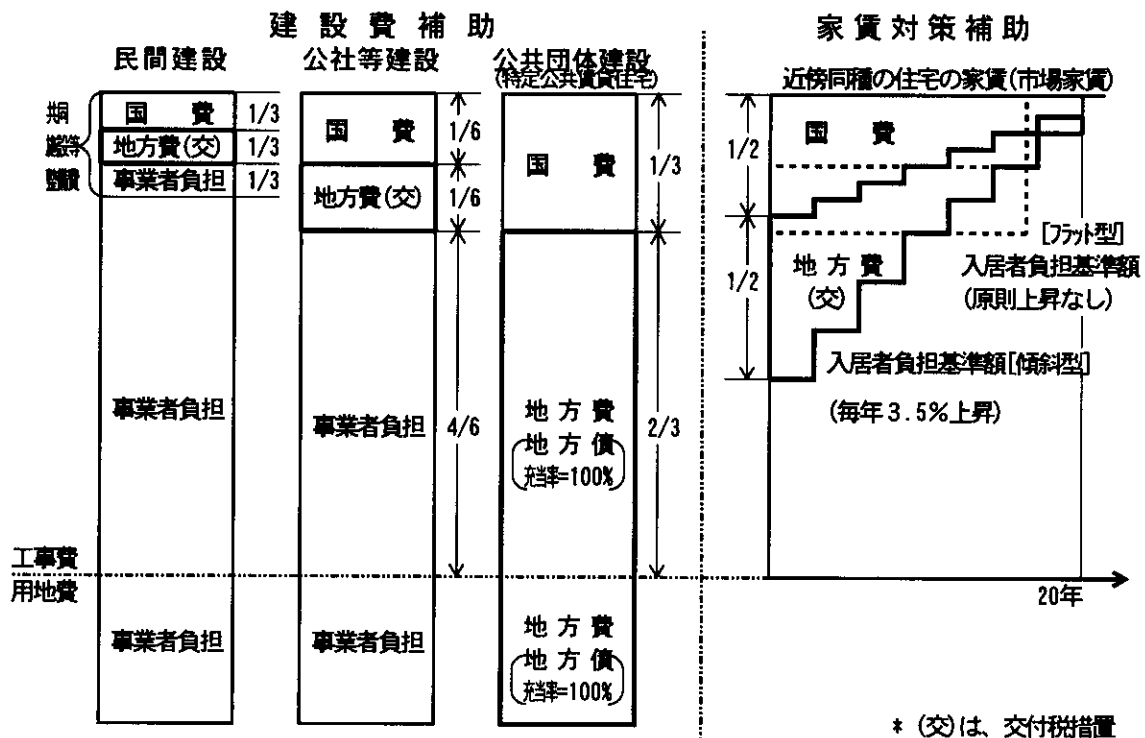
② 家賃対策補助

家賃と入居者負担基準額との差額について毎年度補助 (国 1/2、地方 1/2、都道府県知事の裁量階層にあつては国 1/3、地方 2/3)

補助期間 : 傾斜型 最長 20 年間、

フラット型 最長 15 年又は 10 年 (地域により異なる。)

図 5 特定優良賃貸住宅制度



#### 4. 住宅政策の状況

##### (1) 公営住宅建設

1965年以降の公営住宅等建設費は表2のとおりである。平成13年の住宅対策費のうちで公営住宅等建設費(当初)は37.6%を占める。

表2 住宅建設費等

(単位:百万円)

年度	一般会計(当初)		住宅対策費(当初)		公営住宅等(当初)		公営住宅等(補正)		補正額
		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率	
40	3,658,080	12.4%	36,453	21.8%	32,783	20.8%	32,783	20.8%	0
41	4,314,270	17.9%	48,566	33.2%	40,783	24.4%	40,783	24.4%	0
42	4,950,910	14.8%	64,792	33.4%	52,561	28.9%	52,553	28.9%	-8
43	5,818,598	17.5%	70,081	8.2%	61,255	16.5%	61,252	16.5%	-3
44	6,739,574	15.8%	79,431	13.3%	65,843	7.5%	65,843	7.5%	0
45	7,949,764	18.0%	95,399	20.1%	74,474	13.1%	74,474	13.1%	0
46	9,658,999	21.5%	115,898	21.5%	84,312	13.2%	92,918	24.8%	8,606
47	11,467,681	18.7%	150,572	29.9%	109,088	29.4%	115,775	37.3%	6,687
48	14,284,073	24.6%	203,420	35.1%	147,772	35.5%	147,772	35.5%	0
49	17,099,430	19.7%	245,525	20.7%	178,220	20.6%	178,220	20.6%	0
50	21,288,800	24.5%	294,630	20.0%	200,243	12.4%	200,243	12.4%	0
51	24,296,011	14.1%	363,200	23.3%	228,386	14.1%	228,386	14.1%	0
52	28,514,270	17.4%	437,475	20.5%	263,696	15.5%	263,696	15.5%	0
53	34,295,011	20.3%	586,436	34.1%	293,575	11.3%	293,575	11.3%	0
54	38,600,143	12.6%	715,159	22.0%	338,223	15.2%	338,223	15.2%	0
55	42,588,843	10.3%	754,323	5.5%	316,301	-6.5%	316,301	-6.5%	0
56	46,788,131	9.9%	761,323	0.9%	312,561	-1.2%	312,561	-1.2%	0
57	49,680,837	6.2%	769,114	1.0%	292,469	-6.4%	292,469	-6.4%	0
58	50,379,603	1.4%	769,649	0.1%	291,914	-0.2%	291,914	-0.2%	0
59	50,627,214	0.5%	766,381	-0.4%	284,483	-2.5%	283,571	-2.9%	-912
60	52,499,643	3.7%	757,721	-1.1%	275,949	-3.0%	275,949	-3.0%	0
61	54,088,643	3.0%	756,711	-0.1%	270,557	-2.0%	276,041	0.0%	5,484
62	54,101,019	0.0%	748,352	-1.1%	264,469	-2.3%	286,915	6.0%	22,446
63	56,699,714	4.8%	823,383	10.0%	325,865	23.2%	325,865	23.2%	0
元	60,414,194	6.6%	839,724	2.0%	337,116	3.5%	337,116	3.5%	0
2	66,236,791	9.6%	841,969	0.3%	343,627	1.9%	341,110	1.2%	-2,517
3	70,347,419	6.2%	886,254	5.3%	352,357	2.5%	352,357	2.5%	0
4	72,218,011	2.7%	931,077	5.1%	359,513	2.0%	395,292	12.2%	35,779
5	72,354,824	0.2%	990,371	6.4%	379,852	5.7%	497,006	25.7%	117,154
6	73,081,669	1.0%	1,213,804	22.6%	390,841	2.9%	476,102	-4.2%	85,261
7	70,987,120	-2.9%	1,106,515	-8.8%	411,775	5.4%	707,519	48.6%	295,744
8	75,104,924	5.8%	1,161,288	5.0%	431,463	4.8%	490,206	-30.7%	58,743
9	77,390,004	3.0%	1,187,833	0.6%	435,535	0.9%	447,793	-8.7%	12,258
10	77,669,179	0.4%	1,094,060	-7.9%	404,002	-7.2%	565,011	26.2%	161,009
11	81,860,122	5.4%	1,136,340	3.9%	412,869	2.2%	473,025	-16.3%	60,156
12	84,987,053	3.8%	1,143,612	0.6%	433,406	5.0%	469,986	0.6%	36,580
13	82,652,379	-2.7%	1,127,505	-1.4%	424,170	-2.1%	-	-	-
合計	1,655,692,950		24,074,346		9,922,308		10,400,605		

また『社会保障統計年報』の住宅等に含まれていた住宅地区改良の平成8年度以降の状況は表3のとおりである。

表3 不良住宅地区の住環境改善

(単位:百万円)

住宅地区改良事業	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
	52,908	47,000	35,000	35,000	31,000	31,000

注:数字は国費

## (2) 建設省（現国土交通省）による五箇年計画の状況

建設省（現国土交通省）による平成 12 年度までの第七期五箇年計画は終了し、平成 13 年度からは第八期住宅建設 5 箇年計画（平成 17 年度まで）が始まった。

第七期では、基本課題の一つとして「いきいきとした長寿社会を実現するための環境整備」を挙げ、主要な施策として以下の 3 つを挙げていた。

1. 設計・設備の面で高齢者・障害者に配慮した住宅の供給
  - ・公営・公団・公社住宅について身体機能低下に対応した仕様を標準化
  - ・住宅金融公庫融資における長寿社会対応住宅等への金利優遇、割増融資
  - ・長寿社会対応住宅設計指針による誘導
2. 高齢者・障害者の居住の安定を図るための住宅の供給
  - ・シルバーハウジング・プロジェクト
    - 高齢者の生活特性に配慮した公共賃貸住宅と、福祉施策による日常生活支援サービスの提供を併せて行うもの
  - ・高齢者向け優良賃貸住宅制度（前述）
3. 高齢者・障害者に配慮したまちづくりの推進
  - ・市街地再開発事業において、社会福祉施設等を導入する事業に対しては補助対象範囲を拡大
  - ・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」に基づく公共的生活を有する建築物についての指導・誘導（誘導的基準の認定建築物には、費用補助・低利融資・税制上の特例がある。）

表 4 は住宅の供給状況である。

表 4 住宅の供給状況

建設		(単位：戸)					
	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	計	
公営住宅	41,461	26,433	33,106	32,196	26,574	159,770	
高齢者向け優良賃貸住宅	—	—	305	3,974	4,158	8,437	
公団住宅	12,616	12,893	10,261	11,733	10,879	58,382	
リフォーム		(単位：件)					
	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	計	
公営住宅の高齢者向け改善	—	—	3,390	5,076	6,051	14,517	

注：公営、公団は平成 3 年から新規供給について全てバリアフリー仕様。

ただし、公団は①手摺の設置②段差のない室内③廊下など車椅子通行可能な幅の 3 点すべてを満たすバリアフリー化は平成 8 年度から。

都市基盤整備公団は、平成 11 年 10 月に住宅・都市整備公団から名称を変更した。主として大都市において、市街地の整備改善、賃貸住宅の供給及び管理、都市公園の整備を行うことを目的とし、中堅所得者向けに住宅供給を行っている。

公団では、高齢者向け優良賃貸制度として、高齢者の居住安定を図るため、高齢者向け改善が可能な構造の団地の 1 階等に存する住宅について「高齢者向け優良賃貸住宅制度」（平成 10 年度創設）を活用し、国の財政支援を受けてバリアフリー化等高齢者向け改善及び家賃軽減を実施している。また公団住宅のなかには「公団シニア住宅」があり、それは高齢者が自立して生活するための住宅と積極的な暮らしを応援する各種サービスや生活支援施設、共用施設、介護システムが一体となった新しいシステムの高齢者向け賃貸住宅である。

[特徴]

1. 高齢者の生活特性に配慮した設備、仕様を採用
2. 生活を支援するための施設の設置、サービスの提供
3. 終身年金保険等の活用による入居時の家賃等の一括支払方式
4. 高齢者が相互に、また地域の人々と活発に交流できるように配慮

住宅の募集や既存団地の管理の面でも、高齢者に対してさまざまな配慮が行われている。賃貸住宅の募集に関しては、応募倍率の優遇、入居収入基準の緩和、高齢者世帯との近居などである。高齢者等が入居する場合には、特別に台所、浴室等の設備を高齢者等向けに改善を行っている。既存の賃貸住宅に関して、団地集会所の利用や、住宅内部の模様替申請の際、高齢者等に対しては優遇措置を講じている。また、高齢者等指定団地において団地内集会所の一角に高齢者が優先利用できる親睦のためのラウンジを計画的に整備している。

第七期五箇年計画における公団の住宅関係の事業費は表 5 のとおりである。平成 12 年では、直接建設費のうち、住宅建設費が 64.2 %、用地購入費が 23.7 %、用地造成費が 8.4 %、建替等事業費が 3.7 %となっている。

表 5 公団の住宅に掛かる事業費

(単位：100 万円)

	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2
住宅建設費	561,932	570,483	438,059	402,658	399,291
用地購入費	184,196	145,310	117,122	148,158	147,130
用地造成費	59,998	54,340	50,926	52,419	52,323
小計	806,126	770,133	606,107	603,235	598,744
建替等事業費	23,419	23,416	24,257	25,459	22,964
直接建設費計	829,545	793,549	630,364	628,694	621,708

### (3) 阪神・淡路大震災復興関連施策

「阪神・淡路大震災の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」（平成 7 年 4 月 28 日阪神・淡路復興対策本部決定）に従い、公的賃貸住宅の早期かつ大量供給や住宅金融公庫融資の拡充等により、被災者の自力再建等のための支援が行われた<sup>(8)</sup>。

個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、住宅金融公庫融資の災害復興住宅貸付制度及び既往債務者に対する救済措置を拡充・改善し、初期負担の軽減のために公庫融資の据置期間中の金利を引き下げる（3.0 %→ 2.5 %）措置が創設された。住宅金融公庫の「災害復興住宅融資」の金利は、融資金利が年 1.90 %（平成 14 年 2 月 19 日現在）であり、建築か新築・中古住宅の購入か、また住宅の構造別（耐火・準耐火・木造（耐久性）、木造（一般）等）により融資限度額と返済期間等の融資条件は異なっている。

災害復興公営住宅等の大量供給にむけて次のような手法がとられた。

- 1) 住宅・都市整備公団の支援を受け、公団が事業を実施し完成した建物を買取るとい  
う、新しい手法の導入。
- 2) 用地取得が困難な神戸市内の県営住宅の供給のために、民間事業者が建設する住宅を  
買取り県営住宅とする制度を全国に先駆けて導入。

また恒久住宅への移行措置として、公営住宅、民間賃貸住宅入居者に対して家賃の減額・補助対策が実施された。公営住宅への入居や持家再建にしばらく時間が必要な世帯に対しては、その間の仮設住宅からの早期移行対策として、民間住宅への一時入居に対する家賃補助なども行われた。民間賃貸住宅の入居者に対しても家賃負担軽減措置がとられた。兵庫県では、恒久住宅への移転に伴う諸経費（引っ越し費用等）に当てるための実質無利子の貸付、被災者に対して無利子の生活復興資金貸付も行われた。

公団は公的住宅建設の 3 割近くを分担し、住宅建設や都市再開発を行っている（表 6）。

---

(8) 阪神・淡路大震災教訓情報資料集（内閣府防災部門のホームページ）参照。

表6 震災復興関連事業

住宅建設戸数

区 分	平成12年4月～ 平成13年3月実績	平成12年度末までの実績
賃貸住宅	97戸	8,586戸
賃貸用特定分譲住宅	0戸	6,923戸
分譲住宅	0戸	2,237戸
計	97戸	17,746戸
震災復興関連受託事業 [災害公営住宅]	0戸	1,495戸

都市再開発

区 分	平成12年4月～ 平成13年3月実績		平成12年度末までの実績	
	地区数	地区面積	地区数	地区面積
市街地再開発事業	2	4.9ha	5	11.5ha
住宅市街地整備総合支援事業	14	1,185ha	14	1,185.1ha
都市機能更新事業 (土地区画整理事業)	2	23.7ha	2	23.7ha
計	18	1,213.7ha	21	1,220.3ha
震災復興関連受託事業 (土地区画整理事業)	2	95.6ha	2	95.6ha

出所：都市基盤整備公団：<http://www.udc.go.jp>

5. 地方自治体における給付－川崎市について－

川崎市は、人口124.99万人、財政力指数は0.96(平成11年度)の政令指定都市である。65歳以上人口は154,704人であり、高齢化率(65歳以上人口の割合)は12.4%である。日本全体での高齢化率20.6%と比較すれば、高齢者の割合が低いことがわかる<sup>9)</sup>。

川崎市の平成13年度当初予算額は1兆2243億5635.4万円、そのうち一般会計が5381億6407.6万円、特別会計(17会計)4798億7508.4万円、公営企業会計(6会計)2063億1719.4万円である。また歳出面では、健康福祉費が21.1%、建設費・まちづくり費が11.7%を占めている。

平成5年3月に基本計画「川崎新時代2010プラン」を制定し、第3次の実施計画とし

(9)『平成12年国勢調査』第1次基本集計結果、市町村別主要指標。



て、平成 11(1999)年度からは 5 年間を計画期間とする新・中期計画を策定しており、重点的対応課題の一つに福祉や教育の充実を掲げている。

### 5. 1. 住宅政策：公営住宅

1998 年度末の市営住宅については、直接建設（新設・建替）が 16,674 戸（従前居住者用賃貸住宅 77 戸を含む）、借上住宅が 188 戸の計 16,862 戸、グループホーム等が 217 戸（4 人分を 1 戸に換算）である。グループホームのうち、ケアハウス・福祉住宅（高齢者）が 158 戸、福祉ホーム（障害者）が 10 戸、グループホーム（高齢者）が 2 戸（8 人）、グループホーム（障害者）が 47 戸（191 人）である。市営住宅のうち特定目的住宅として老人世帯・老人同居・大家族向けが 274 戸、車いす・心身障害者向けが 76 戸、シルバーハウジングのうち直接建設が 229 戸、借上住宅が 188 戸ある。

川崎市の市営住宅の家賃（使用料）は、入居者の収入、住宅の広さや築年数、立地性等の条件を考慮して、原則として「応能応益方式」である。表 7 は、1997 年度の給与所得者の基準値から概算した世帯の総収入に対する使用料の割合（負担率）である。市営住宅の施策対象として、高齢者世帯等については収入分位 25 % 以下の一般階層だけでなく、収入分位 40 % 以下の裁量階層も含むとされる。

表 7 市営住宅の負担率

収入分位	世帯人員別負担率の概数(単位:%)				
	高齢者世帯		一般世帯		
	1人世帯	2人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
25%以下	6~19	8~11	15~19	13~19	11~19
25%超~40%	8~9	10~12	19~20	17~21	16~19

出所：『川崎市住宅基本計画 平成 11 年 5 月改定』(1999),p.27

使用料（家賃）は以下の式により計算される。

$$\text{使用料（家賃）} = \text{基礎使用料} \times \text{応能係数} \quad (A \times B \times C \times D)$$

ここで、

- A：川崎市の立地計数 1.1
- B：住宅規模の計数 対象住宅の専用床面積 ÷ 70 m<sup>2</sup>
- C：住宅の経年計数 1 - 築年数 × 0.0044
- D：立地等の計数 駅からの直線距離や浴室の有無で 1 ~ 0.8 で設定

また入居者募集において、高齢者、障害者、ひとり親、多子等の世帯に対する当選倍率の優遇や登録制等による住居の困窮状況に応じた優先入居などが行われている。

高齢者向けの住宅事業としては、以下のものがある。

#### (i) 福祉住宅事業

住宅に困窮しているひとり暮らしの高齢者に対して、民間借上げによる住宅でケア面にも配慮した福祉住宅を提供し、その生活の安定と福祉の向上を目的として、平成2年から開始された。平成12年度の予算額は、244,212千円である。

#### (ii) シルバーハウジング事業

高齢者向け公営住宅シルバーハウジングの入居者に対して生活指導相談、安否確認等のサービスを提供する生活援助員を派遣する事業で、平成6年から開始された。平成12年度の予算額は、47,648千円である。

#### (iii) 住替え家賃助成事業

平成3年より、立ち退き要求を受けている高齢者世帯で、家賃の高騰等により住宅確保に困窮している民間住宅居住者に転居後の家賃差額等を助成する事業が始まった。平成12年度の予算額は、41,411千円である。

### 5. 2. 公的扶助等の状況

平成12年度の『福祉行政報告例』によれば、川崎市の扶助世帯数は、総数 377,967 世帯、生活扶助 123,489 世帯、住宅扶助 118,807 世帯、教育扶助 11,182 世帯、介護扶助 7,600 世帯、医療扶助 116,488 世帯、出産扶助 3 世帯、生業扶助 34 世帯、葬祭扶助 364 世帯である。また扶助人員は、総数 516,036 人、生活扶助 175,825 人、住宅扶助 167,595 人、教育扶助 17,014 人、介護扶助 7,831 人、医療扶助 147,369 人、出産扶助 3 人、生業扶助 35 人、葬祭扶助 364 人である。

平成13年4月1日現在の川崎市(1級地-1)の生活保護基準についての標準世帯の最低生活費は次のとおりである。

[標準(3人)世帯…33歳男、29歳女、4歳子]

生活扶助費 166,950 円 + 住宅扶助費 69,800 円 = 236,750 円

なお、住宅費扶助費については、単身世帯 53,700 円以内、2～6人世帯 69,800 円以内、7人以上世帯 83,800 円以内の実家賃が認められている。その他、世帯の事情により老齢加算・母子加算・障害者加算・在宅患者加算・児童養育加算等が必要に応じて加算される。

生活保護受給世帯向けの施策としては以下のようなものがある。

- ①市県民税、上下水道料基本料、市交通災害共済の掛金の減免
- ②特別乗車証の交付：市営バスを利用できる無料バスの交付
- ③入浴援護：お風呂のない世帯のうち、高齢者(70歳以上)、身体障害者(1、2、

3級)、母子世帯の母、父子世帯の父、乳幼児、小・中学生などに、市内の公衆浴場に無料で入浴できる入浴券を支給

④夏期年末慰問金：自立更生・社会復帰の苦勞をねぎらうため、7月と12月に慰問金を支給

⑤市民保養所利用援護：川崎市設置の市民保養所の利用の際、宿泊使用料の一部を助成

とくにこどものいる世帯に対しては、生活保護費に以下のような上乗せを行っている。

①入学祝品の支給：児童が小・中学校に入学する際、祝品を支給

②小中学生修学旅行支度金援護：児童生徒が修学旅行に参加する際、支度金を支給。

なお、修学旅行の宿泊費、旅費等については他の法律により全額支給

③小中学校卒業記念品費援護：児童生徒が小・中学校を卒業する際、卒業アルバム等の記念品代として現金を支給

平成13年予算では、被保護者等援助費は364,954千円（一般財源：264,716千円）であり、野宿生活者対策費は303,790千円（一般財源：240,253千円）となっている。

### 5. 3. 医療関係施策

川崎市では、高齢者、障害者、小児に対する医療関係に多くの補助金を支出している。

市単独事業として、医療保険加入者のうち67～69歳と寝たきりの65歳、66歳の高齢者に対し、医療保険の自己負担分から老人保健の一部負担金相当額を控除した額の助成を行っている。平成13年では、29,693人、平成13年予算額2,338,341千円であり、そのうち99.4%が一般財源による。

また高齢者が病気になったり、入院する場合で、急にお金が必要になったとき、緊急一時資金の貸し付けが行われている。これは(1)67歳以上の高齢者、(2)一定の障害がある寝たきりの65歳以上で健康手帳（医療受給者証または老人医療証）のある人に対して、無利子で1人1回2万円を貸し付け、2カ月据え置きで10カ月で返済するものである。

またこどもに対しては、以下のような医療費助成を行っている。

・未熟児の養育医療：生まれたときの体重が2,000グラム以下、またはこれ以上であっても生活力に欠ける乳児が指定病院に入院したとき、健康保険の対象になる入院医療費の一部を市が負担

・小児医療費の助成：子どもの保険医療費の自己負担額の助成（申請による）を行っている。なお、1歳以上については申請者の所得制限がある。

(1) 0歳～4歳／通院・入院（医療証を交付）

(2) 5歳～15歳／入院（退院後申請）

これまで、小児医療費の助成（小児医療証の交付）対象は3歳児までとされていたが、平成14年1月1日からは、対象年齢が4歳児までに拡大される。

平成13年の小児医療費助成の対象者数は41,867人、予算額は2,267,308千円であり、そのうち2,022,215千円（89.2%）が一般財源である。

また、4歳児・5歳児に健康診断を行っており、その経費104,716千円はすべて川崎市が負担している。

#### 5. 4. 高齢者向け施策

2000年4月から始まった公的介護保険制度において要介護認定で非該当と認定された生活困窮者や公的介護保険の受給者向けに、川崎市では独自の介護保険対象外サービスを提供している。川崎市が行っている介護保険外サービスは以下の（1）～（13）である。最初に、各事業の利用者負担について述べる。

##### （1）高齢者住宅改造費助成事業

公的介護保険では、在宅サービスとして住宅改修費（手すり、段差の解消など）の支給を行っている。川崎市では2000年4月以前から行っていた高齢者住宅改造費の助成について、現在も介護保険サービスと一部重複・上乗せして介護保険対象外のサービスの提供を行っている。要介護認定において要支援以上の認定を受けた高齢者が、介護保険制度の住宅改修以外の工事として浴室、手洗所、居室などの改造を行った場合にその費用を助成するもので、利用者本人の所得階層による利用者負担率は以下のとおりである。

利用者本人の階層区分	利用者負担率
生活保護を受けている世帯	0%
市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	5%
市民税非課税（上記を除く）	10%
市民税課税（合計所得金額250万円未満）	25%
市民税課税（合計所得金額250万円以上338万円未満）	50%
市民税課税（合計所得金額338万円以上）	100%

注：生活困窮者とは、川崎市在宅福祉サービス利用者負担減額事業実施要綱に基づき、減額対象確認証を交付された方（以下同じ）

利用者負担額は、基本額と上記の利用者負担率により以下の式によって決定される。

$$\text{利用者負担額} = \text{基本額（実支出額と70万円とを比較して少ない額）} \times \text{利用者負担率}$$

平成13年における高齢者住宅改造費の助成件数は181件、平成13年予算83,586千円（う